

- 2 途中で転入した会員の会費納入は別表1のとおりとする。
第22条 支出の科目、執行方法、基準、用途は別表2のとおりとする。
第23条 執行方法については別表3のとおりとする。
第24条 3月末日をもって会計を閉鎖し、決算を行う。

第7章 雑則

第25条 この細則は、常任委員会において改廃することができる。

別表1

転入月	前期分		後期分	
	納入月数	納入〆切日	納入月数	納入〆切日
4月	5ヶ月分	5月1日	6ヶ月分	通常処理
5月	4ヶ月分	6月1日		
6月	3ヶ月分	7月1日		
7月	2ヶ月分	9月1日		
8月	1ヶ月分	9月1日		
9月	0ヶ月分	—		
10月	—	—	5ヶ月分	11月1日
11月	—	—	4ヶ月分	12月1日
12月	—	—	3ヶ月分	2月1日
1月	—	—	2ヶ月分	2月1日
2月	—	—	1ヶ月分	3月1日
3月	—	—	0ヶ月分	—

別表2

科目	執行方法	基準	用途
事務費	(PTAの事務的費用として)		
消耗品費	会計が直接支出	毎年予算化	印刷用紙代等
旅費等	会計により費用弁償	町外出張1件で1,000円	PTAに参加依頼のあったもの
会議費	(PTAの会議費として)		
本部委員会費	会計が直接支出	毎年予算化	常任委員会、本部会議諸経費
専門委員会費	当初に定額支出で仮払い支出し、全期分を年度末清算	教養・成人、広報(年間5,000円)	委員会の会議諸経費、コピー代、写真現像費用等
地区委員会費	(同上)	地区(年間10,000円)	
学年委員会費	会計が直接支出	毎年予算化	除草作業茶代等
児童活動推進費	(児童の活動褒賞等)		
褒賞費	当初に予算額を支出し、学校が経理	毎年予算化	卒業祝い品代
体育奨励費			運動会備品等
環境整備費			園芸用品等
文化活動奨励費			児童活動費・六年生を送る会費用等
消耗品費			動物の飼育に関する飼料代等
教育費	(学年委員会を除く専門委員会の事業費)		
広報発行費	広報委員会に半期ごとに仮払い支出し、全期分を年度末清算	毎年予算化	広報発行費(本部会計が処理)・消耗品費

スポーツ奨励費	教養・成人委員会に仮払い支出し、事業終了後に清算		スポーツレク諸費用
研修費	教養・成人委員会に仮払い支出し、それぞれの事業終了後に清算		給食試食会・講習会等諸費用
助成費	(学年委員会、地区委員会の事業費)		
学年PTA助成費	講習会費用については会計が直接支出 6学年については仮払い支出し、事業終了後に清算	毎年予算化	主に児童向け講習会費用、6学年卒業記念助成
地区PTA助成費	当初に定額支出で地区委員会ごとの経理	児童1人単価で予算化し、地区単位で支出	地区委員会主催の事業活動費 *主にラジオ体操参加賞費用
諸費			
負担金	会計が直接支出	毎年予算化	郡P・町P連等負担金
慰労金			転退職員慰労金、役員記念品代
渉外費			渉外費
安全互助会費			県P安全互助会
予備費	本部が検討後支出	毎年予算化	緊急用又は翌年度暫定支出用

別表3

執行方法	
会計が直接支出	本部会計が通帳から現金を引き出して支出する。帳簿に記入の上、領収書を添付する。なお、振込支払いでも可能とする。
会計が費用弁償	本部会計が通帳から現金を引き出して支出する。書記の記録と調査の上、出張者等の領収を受け執行する。事後の現金払いを原則とする。
当初に定額支出で委員会ごと(学校)の経理	本部会計が通帳から現金を引き出して支出する。帳簿に記入の上、委員長(校長)の領収書を添付する。
〇〇委員会に仮払い支出し、年度末(期末)清算	本部会計が通帳から現金を引き出して支出する。帳簿に記入の上、帳簿脇に委員長の領収の証として署名捺印を受ける。事業終了後、別様式の実績報告書の提出を受ける。その裏面に領収書の添付を求め、剰余金があれば戻入、不足金があれば引き出して清算する。その総額を記帳する。

附則 この細則は、平成22年5月7日から施行する。

附則 この細則は、平成23年度に一部改訂したものである。

附則 この細則は、平成25年度に一部改訂したものである。

附則 この細則は、平成27年度に一部改訂したものである。

附則 この細則は、平成30年度に一部改訂したものである。

附則 この細則は、令和2年度に一部改訂したものである。